

〔研究ノート〕

ヨーロッパ統合過程におけるEDC構想挫折の意味

—超国家性の再検討による—

辰 巳 浅 嗣

も く じ

- 1 問題提起
- 2 EDCの超国家性とその後退過程
- 3 EDC構想挫折の意味——ヨーロッパ統合の方法論的転換と私見
むすびにかえて

1 問題提起

ヨーロッパ防衛共同体 (European Defence Community, 以下, EDC と略称) の設立条約の批准がフランス国民議会により否決されて以来, すでに20年もの歳月が経過する。したがって, はじめに現時点であらためてEDCを検討することの意義について明らかにしておく必要があると思われる。

1954年8月30日におけるEDCの挫折は, 周知のようにその後のヨーロッパ統合の進展に多大の方向転換をもたらした。なかんづく, それが過度の超国家性 supranationality をもつことによって崩壊せざるをえなかったのだとの認識は, こんにち一般的であり, かつ根づよい。EEC・EURATOMの両共同体が, 一貫して漸進主義的・機能主義的かつ現実主義

的な方法 (いわゆる「共同体方式」 'Community Method') によって統合の推進を図るのは, 主として, その反省にもとづくものであるといえよう。しかるに, 1972年1月のイギリス加盟, その後の, いわゆる石油危機, あるいは慢性的な国際金融情勢の不安定といった内憂外患を孕みながら, 近時, ヨーロッパ共同体における統合の進展は, いくぶん沈滞の気味を呈している。これは, ある意味で「共同体方式」の再検討を示唆するものとはいえないであろうか。David Coombes は, それが基本的に「民族国家の主権を完全に侵害する意図をもたず」かつ, 「民主的原則にもとづいて」⁽¹⁾ 現実に即応しつつ超国家的機関を発展させようとする点で, 原則とイデオロギーとにかんする無用の摩擦を避けるのに良い方法であることを認めながらも, 政治統合の建設が遠い将来に持ち越された点を指摘し, 真の (超国家的な) 合法的機関の創設は, 国家との衝突が避けられぬ限り, 無限に延期されるのであろうか, と疑問を呈している。⁽²⁾そして, 筆者がEDCの研究に着眼したのは, もともとその共同体の強力な超国家性の検討を通じて, 今日の共同体方式の弱点を是正し, ECの政治統合をいっそう推進するための手掛かりとしたいということであった。

しかし, はたしてEDCは, 一般に考えられるほど完全な超国家的組織であったのであろうか。まずその超国家性についてあらためて検討を施す必要がある。実は, 長期 (丸4年) にわたる交渉の過程において, それはあまりにも変質せられているのである。批准の段階では, もはや既存の共同体 (ECSC) との比較においても, とくにすぐれて「超国家的」とは言えなかったのではあるまいか。そうであるなら, 何ゆえにEDC構想は挫折したのか, その主要な原因が再び究明されねばならない。そしてまた, EDCの性格が必ずしもすぐれて超国家的なものでないとするなら, EDC以後におけるヨーロッパ統合の方法論的方向転換は, あるいは無用ではなかったろうか, という疑問さえ生じる。本稿は, 研究途上における筆者自身のためのひとつの覚え書として, このような視点からEDCの意義を

再検討しようとするものである。

2 EDCの超国家性とその後退過程

第二次世界大戦後の世界政治における緊張関係の激化は、ついに1950年6月25日、朝鮮戦争の勃発をもたらした。この戦争の衝撃は当然西欧防衛体制の強化を緊急の課題としたが、当初、西側諸国は、この課題にたいする対処の仕方において、必ずしも一致していたのではない。

Winston Churchill の提唱にもとづきヨーロッパ審議会協議総会(50. 8. 11) が欧州軍の即時創設を決議⁽³⁾(賛成89, 反対5, 棄権27票)したあと、9月19日、Acheson米国務長官は、NATO理事会において、西ドイツ再軍備の必要性を主張した。アメリカとしては、西ドイツの再軍備を単純な防衛問題として把握し、直接に同国をNATO体制の一環として加えようとしたのである。これに対して英仏両国は、対独不信感から強硬に反対した。ことにフランスの反対は著しく、10月24日、René Pleven 首相は独自の欧州軍創設計画をフランス国民議会に提示した。これがEDC構想の礎となった、いわゆる Pleven Plan である(もっとも、その発案は Jean Monnet によるといわれる⁽⁴⁾)。このプランは、要するに、世界政治の緊張激化のなかで西ドイツの再軍備の必要は是認しながら、「超国家的性格をもつ機関によって管理される欧州軍には、西ドイツの兵力も編入されるが、西ドイツには、みずからの国防軍の創設を認めない⁽⁵⁾」というものであった。後述するように、当時なおフランスの対独不信感は根づよく、したがって、まず何よりもドイツ部隊を完全に吸収・包含することのできる超国家的共同体の建設をドイツ再軍備の前提条件としたのである。そのためには自国軍がその超国家機関による主権拘束を被ることをも辞さない、というのが、当初のフランスの態度であったといえよう。

一方、西ドイツの再軍備を急務とし、そのNATO軍への編入を図るア

メリカは、EDC交渉には多大の時間が要することを予測し、同構想にたいして反対の意を表明した。さらに、一貫して超国家的機関への加入を拒否するイギリスもまた、同様の理由から、EDC構想にたいして異議を唱えた。EDCにたいする英米仏三国の見解が一致し、EDC創設案の促進が図られたのは、ようやく1951年9月14日の三国外相会談においてであった。その日の共同声明において、ともかく超国家的機関の創設という形で欧州軍事統合の試みが展開されることになったのである。そして、1952年5月27日、EDC設立条約は、幾多の曲折を経ながらも調印された。交渉の歴史的経緯にかんする詳細は省略することとし、まず、EDC条約における超国家的性格を明らかにしておきたい。

(1) EDCの超国家性

EDC設立条約は、全文132条、他に、軍事議定書、最終議定書、NATOとの関係に関する議定書、追加議定書、外務大臣共同声明、共同体により雇用される文武要員の地位に関する協定、司法事項に関する議定書、およびその他の附属文書からなる。入江啓四郎はEDCの超国家性に言及し、つぎの諸点を指摘している⁽⁶⁾。

- ①条約前文に「超国家的ヨーロッパ機関」「統一的ヨーロッパの形成」と記されている。
- ②第1条には「共同の機関、共同の軍隊および共同の予算」が謳われ、「その性格上、超国家的」との文言がみられる。
- ③第7条では、財産の所有・処分、訴権の行使・被行使が規定されており、EDCが単一の法人格を構成し、国際法上の人格者として権利義務主体であることが窺われる。
- ④第19条に規定されている「総本部⁽⁷⁾」は、超国家的な執行・監督機関であり、その構成員は、自国から独立している。
- ⑤第80条および81条に規定される「ヨーロッパ防衛軍」は共同体の軍隊であり、加盟国から独立している。

このうち、とくに重要なのは「総本部」についてである。EDC条約にはこのほか Council of Ministers, Assembly, Court of Justice の設置が規定されていたが、総本部のもつ超国家性は、E C S C の High Authority に相当するものとして際立っている。まず、本部員はその義務遂行上、自国政府から訓令を求めてはならず、受けてもならない。完全に独立して活動する。のみならず、加盟国においても、このような総本部の超国家性を尊重し、その構成員の義務遂行に影響を与えないことについて同意をしていた。(この点は、E C S C 条約第9条のみならず、ローマ条約第157条第2項でも認められる。)さらに、総本部の決定は多数決で行われ、それが加盟国にたいして拘束力を有するものであった。(この点は、E C S C 条約第13条と同様である。)もっとも、その拘束力は、閣僚理事会により制約されることも可能であった(たとえば、欧州軍の組織計画の立案・実施には、閣僚理事会の全会一致の同意が、また、EDC予算総額および加盟国の拠出額の決定には同理事会の全会一致の承認が必要とされた⁽⁸⁾)。これらのことを考慮すれば、EDCにおける超国家性は、E C S C とほぼ同様の性格の、しかも同様の程度(したがってE E C およびE U R A T O M のそれを上回る)のものであったといえよう。そして、このことは、ある意味で当然のことに属する。両共同体はいずれも、同一の意図のものに構想されたものであるからである。すなわち、それらは、東西緊張関係の激化のもとに、西側諸国の復興と強化を図るものであり、そこにおける西ドイツの寄与を期待しながら、同時にそれを超国家的機構の中に包含することによって西ドイツの抬頭を抑制し、フランスの対独不信感を拭去するために考案された国際機構である点において、まったく共通しているのである。その限りにおいて、EDCはE C S C と同様の超国家性を有するにすぎないとも言えるであろう。

しかし、EDCが意義を有するのは、たんにその執行方法および機構上の機能や性格が超国家的であった点にとどまるのではない。むしろ「政治

共同体」としての含みをもっていた点が、より重要であろう。その証左としてしばしば引用されるのが、同条約第38条の規定である⁽⁹⁾。

第38条第1項 本条第2項に規定された期間内に総会は次の事項を研究する。

- a 民主的基礎にもとづいて選挙された欧州防衛共同体総会の創設
 - b かような総会に賦与される権能。及び、
 - c 共同体の他の機関との関係においてこの条約の規定についてひき起され、必要に応じて殊に国家の妥当な代表制を確保するためになされなければならない修正。
- この研究において総会は、殊に以下の原則を鼓吹する。

この過渡的機構から承継される最終的性格の機構は、権力分立の原則にもとづき且つ殊に二院議会制度を含む究極的な連邦又は国家連合制の構成要素を組織するように改編されなければならない。

総会は、ヨーロッパ共同体について現に存在する異なった機構の並存から生ずる問題又は連邦若しくは国家連合制への総括を確保するために生ずるであろう問題を研究する。(以下、第2項、略。)

本条文における「二院議会制度を含む究極的な連邦又は国家連合制」こそ、一種の政治共同体を意味するものであり、EDC構想がいわゆるE P C 構想を含むがゆえに、それはたんに軍事的統合としてだけでなく、政治的統合のための企てとしての意味を持ちえたのである。「統合ヨーロッパへの道」の著者、André Marchalは、EDCの野心的な試みに言及し、その推進者たちがE P C に統合ヨーロッパの夢をかけたことを指摘している。「かれらの大部分は『一か八か』に賭けたのである。つまりその賭けとは、もしかすれば——ヨーロッパ防衛共同体が否決されたときには——統合ヨーロッパ(彼らはそれを信じていた)の、少なくとも一時的な、挫折となるが、またもしかすれば——それが成功した際には——軍事共同体と政治共同体とが一時に形成され、統合の過程に決定的な一歩が記されることになるというものである。彼らがこのような行動に出たわけは、ヨーロッパ防衛共同体構想のなかに政治共同体が蔵されていたからである⁽¹⁰⁾。」

たしかにEDC構想は、もともと雄大で野心的な試みであった。W. H. Clark の指摘するように、それは超国家的「政治共同体」を指向するもの

ヨーロッパ統合過程におけるEDC構想挫折の意味

97

であり、ヨーロッパのための外交・防衛政策をもち、ヨーロッパ国内政策にまで立入るものであった点で、もし成功していれば、あるいは実際に「ヨーロッパ合衆国」が形成されていたかもしれない⁽¹¹⁾。Amitai Etzioniは、EDC構想挫折の原因をその過度の超国家性に求め、「冷戦の雪解けやスターリンの死がなければ、フランス議会はEDC条約を批准していたかもしれない。しかし、たとえ批准されていても、EDCがtake offしていたか否か、かなり疑問のあることを指摘せざるをえない⁽¹²⁾」と述べている。かれによれば、NATOおよびWEUが成功したのは、冷戦の最中ではあったが、それがあまり野心的な軍事的努力ではなく、「政治統合、経済統合、即ちまた強度の軍事統合を導くものではなかった⁽¹³⁾」からである。

このように、EDC構想挫折の原因は、主としてその過度の超国家性、あるいはその野心の大きさに求められるのが一般である。そして、EDC以後、ヨーロッパ統合の方法論は種々の点で方向転換を示した。しかしながら、はたしてそのことが、EDC挫折の主要因であったのであろうか。交渉の過程において、当初の超国家的性格が次第に（主としてフランスのナショナリズムのために）稀薄化されてゆくのをみると、とくにその点に疑問を感じざるを得ない。

(2) EDCにおける超国家性の後退過程

さきに述べたように、1952年5月27日、EDC条約はパリにおいて調印された。当時、この条約が各国議会において批准されるか否かの見通しについては、研究者の間でも楽観論・悲観論が相半ばしていたようである。

たとえば同年12月の時点において入江啓四郎はEDCの実現を予想している⁽¹⁴⁾、翌53年にいたっても、中川進は、「多少スピードに欠ける所はあったが、その実現に向ってこの1年間ステディな歩みを続けたことは何人も否定出来ないことである⁽¹⁵⁾」と考え、「54年一杯の発効を予想することは許されてよいであろう⁽¹⁶⁾」と述べている。（因みに、かれはその根拠として、西独議会による批准法案の可決、ベルギーおよびオランダの下院

98

阪南論集 第10巻第5号

における批准法案の通過、フランスの批准に曙光の差しかけていること、そして、英国による最大限の協力提供の暗示、などを挙げている。）

しかしながら、一方で、52年当時すでに各国の足並みの乱れが指摘されていたことも事実である。その原因は、主として、「各国の当初の国防計画に行き過ぎがあった⁽¹⁷⁾」ことに求められるが、それ以上に、各国において「比較的過重の負担を強いられている⁽¹⁸⁾」という意識のあったことも、また見落すことができない。なぜなら、NATOやEDCのような共同防衛においては、「参加各国の負担の公正の配分を確保することは、各国の防衛努力を維持する上になりよりも重要⁽¹⁹⁾」だからである。しかも、楽観論においてさえ、その交渉が「スピードに欠ける」点は認められているのであり、EDC交渉進展の緩慢さこそ、主としてフランス・ナショナリズムの名において、EDC構想から超国家的性格が「骨抜きに⁽²⁰⁾」されていく過程そのものを示すものにほかならない。以下この研究ノートでは、EDC交渉のなかから超国家性の後退を示すいくつかの事実を指摘しておくたい。

もともと、フランスは好んで超国家的な軍事組織の設立を計画したのではない。すでに述べたようにプレヴァン構想は、朝鮮戦争の勃発を頂点とする当時の国際状況の緊迫化を背景として、アメリカの提案した「西ドイツの再軍備—そのNATO体制への編入」という方式に対するフランス側の反対提案として出された、まさに苦肉の策なのである。吉村健蔵の指摘のとおり、フランスは「2つの悪のうち、より小さな悪としてEDC計画を推進⁽²¹⁾」したのであった。その後の緊張緩和に伴い、EDCから超国家的色彩が稀薄化されていく原因は、主として、ここに存する。しかも、Hajo Halbornによれば、プレヴァン・プランは、その提唱から署名にいたる約1年半の期間に、欧州軍でのドイツの役割を高める結果を導くような多くの変更を被り、以来、フランスはEDC条約の批准に嫌悪を示すにいたったのであるという⁽²²⁾。その間の経緯を明らかにすることは、いったんED

C条約に調印したフランスが、いつごろから消極的姿勢を示し始めるのかという問題を解明するうえできわめて重要なことと思われるが、筆者はいまのところ資料不足である⁽²³⁾。

明白なことは、「国民議会や世論のEDCに対する冷たい反応を十分に考慮⁽²⁴⁾」し、フランス・ピネー内閣が1952年9月に、「EDC条約の批准を国民議会に求めるのを少なくとも11月のアメリカ大統領選挙後まで延期することに決定した⁽²⁵⁾」という事実である。しかも12月23日、ピネー内閣の総辞職により、「やや右傾化⁽²⁶⁾」したマイエル新内閣が成立したことは、EDCをより成立困難なものとする。すなわち、それに伴い、ECSGの設立などに寄与したシューマン外相が辞任し、当のプレヴァン自身、国防相としては留任するが、交渉の実権をGeorges Bidaultに譲ることになる。さらに新政府は組閣にあたり、「ドゴール派85議員の支持を受ける条件として⁽²⁷⁾」パリ条約の修正を約束したのであった。53年1月6日、マイエル首相が国民議会において一応はEDC支持を表明しながらも、同時にEDC条約における超国家性の修正とイギリスとの協力関係の強化を図るのは、このような事情によるものである。フランスがEDCとイギリスとの関係強化を望むのは、主として、将来西ドイツが、超国家的傾向の助長を希望する他の加盟国を率いてEDCの盟主となり、そのことによって相対的にフランスの地位が低下することを恐れるからであり、また、軍事的保障をより確実なものとしたいからでもある。しかし、本稿では、これ以上イギリスとの関係強化の面については言及しない。もっぱら、以後のEDC交渉のなかから、超国家的性格の後退に関係すると思われる部分についてのみ、端的に指摘しておきたい。そこでまず、53年2月11日、マイエル首相のもとにフランス政府が提出したEDC条約追加議定書案について検討してみよう。

この議定書案は、つぎの5項目(骨子)からなる⁽²⁸⁾。

- (1) フランスは、海外領土の防衛にとって緊急の必要ある場合には、NATO軍最高司令官の同意なしに、EDCに提供している兵力を引き揚げること
- (2) フランスは、EDCに提供している兵力と海外領土の防衛のために保有している兵力を自由に交換しうること
- (3) フランスは、海外領土の防衛部隊への供給のために、EDCの枠外に国防産業を保持しうること
- (4) EDCに対する加盟国の兵力および財政上の寄与に変更があっても、EDC閣僚理事会における表決権の配分は変えないこと
- (5) 西ドイツの占領体制が終結した後でも、西ドイツに駐留するフランス部隊は、米英両国部隊と同じく特別の地位を保持すること

ここに明らかなように、その本旨は要するに、フランスにとって、自国特権の要求にほかならず、すなわち、フランスが自国軍に対する政府の影響力ないし統制力の強化を図り、そのことによってEDCの超国家性そのものを稀薄化しようとしたものにほかならない。とりわけ、インドシナ問題の打開に苦しんでいた当時のフランスが、「EDCに参加することにより欧州と海外要地間における兵力の相互移動の自由を制限せられることを喜ばないのは当然⁽²⁹⁾」のことであり、それゆえにこそ、その自由を確保することによってEDC条約の批准を促進させようとして、この議定書案をアメリカおよびEDC加盟諸国に提出したのであった。当時、フランスとしては、「いつでも、欧州軍中の自国軍隊を海外属領へ派遣できる建前に」しておく必要に駆られていたのである。

しかしながら、そのためにパリ条約を修正せねばならなかったのかどうか、入江啓四郎は疑問を呈している。なぜなら、パリ条約自体が、緊急の場合には、EDCの軍隊を海外に派遣しう旨、規定しているからである。かれは、その疑問に自ら答えて、同条約ではその実施においてかなりの制約を課せられていること、とりわけ、海外派遣のさいに「北大西洋条約機構最高司令官の同意を必要とする(第14条)」ことを指摘し、したがってフランスとしては、「いちいち最高司令官の承認を要するというのでは、不安を感じる⁽³⁰⁾」のであると説明している。もちろん、そのことは真実で

あるに違いないが、より深層の理由を探究するならば、いみじくも吉村健蔵の指摘するように、「超国家的な欧州軍を創設しようという精神から、フランスがすでに離反していたことを示す⁽³¹⁾」ものにほかならない。その後の同議定書案にかんする交渉の経緯は、本稿では一応省略し、6月18日にいたり明らかにされた同議定書の最終的内容についてのみ記しておく⁽³²⁾。

- (A) EDC参加各国は自国軍とEDC軍への兵力割当および両軍間の兵力移動に関し優先的決定権を有すること（EDC条約16条関係）
- (B) 投票権の決定に関する時機は同条約発効後決定されること（EDC条約43条A関係）
- (C) 欧州軍学校には参加各国の将校が入校出来ること
- (D) 条約75条の動員は戦時編成のEDC条の動員にのみ適用されること
- (E) 軍需品の生産および輸出入に関して各国は特別の場合統合本部から統制されるほか、何等拘束されないこと（EDC条約107条関係）
- (F) 各国は緊急の場合統合本部および最高司令官の同意を得て引き揚げ得ること（EDC条約13条関係）

結局、この附属議定書の成立によりEDC構想の超国家的性格はかなりの程度うすめられたのである。しかしながら、少なくとも当時、そのことによりEDCの発足が容易になったと一般に考えられたことは事実である。前述のようなEDC成立の見通しにかんする楽観的見解は、主としてこの事実にもとづくものと考えられる。けれども、附属議定書の成立によってフランスにおける情勢が好転したのではない。EDCないしフランスと英米両国との関係強化の促進（英米仏三国共同宣言、イギリスとEDC諸国間の相互援助に関する条約、およびイギリスとEDCの協力に関する協定）や、それら両国首脳による政治的圧力⁽³³⁾にも拘らず、フランスはなお納得できなかった。そこで、54年6月首相に就任したマンデス・フランスは、EDC交渉の打開のためにいくつかの根本方針を示した。それは、主として、(1)超国家的性格の放棄、(2)イギリスの加入、そして、(3)ドイツのミタリズムをコントロール可能なものとする等であった⁽³⁴⁾。ここで

(1)に関する事柄についてのみ述べるならば、まず、マイエル内閣のぼあいと同様に、条約自体はそのままにしておいて、「その超国家的なところを附属議定書によって実質的に骨抜きにしてしまう⁽³⁵⁾」ことであった。この議定書案は、ブラッセルのEDC加盟6ヶ国会議（8月19日～22日）において提案されたが、その主な点は次の通りである⁽³⁶⁾。

- (1) 条約の有効期間を50年の代りに20年とする。更に、有効期間内であっても、(a)北大西洋同盟条約が失効した場合、(b)英・米軍が欧州大陸から撤退した場合、(c)独乙が統一された場合、EDCを廃棄できる。
- (2) 条約発効後8年間は超国家的性格を有する条項は適用されない。即ちEDCの重要事項を決定する閣僚会議は全会一致を以て議決する。
- (3) ヨーロッパ軍に統合される軍隊はドイツに駐屯する部隊に限られる。

このフランスの提案の狙いが「米英軍の欧州からの撤退やドイツ再統一の場合の危険に備えるだけではなく、EDCの超国家性を緩和して、フランスの自由行動の範囲を拡大する⁽³⁷⁾」ことにあったことは、いうまでもない。そして、新提案に示された各項目は、すべてフランスのナショナリズムを満足させるに足るものであり、もしこれらの条件が充足されていたなら、もちろんEDCは発足することができたであろうと思われる。しかしながら、マンデス・フランスの示した基本方針は、ブラッセル会議においてことごとく他の加盟5ヶ国ないしアメリカの反発を生み、もちろんイギリスの加入を得ることもできなかった。この段階で、すでにマンデス・フランスは、フランス国民議会においてもEDC批准法案が否決されるであろうことを感触しえたはずである。

そして8月30日、ついにEDCはフランス議会において批准を否決された（319票対264票）。その瞬間、議場には期せずしてラ・マーセユズの斉唱が起ったという。但し、それが「フランス一国の『欧州の病人』からの回復を祝う革命歌であったと同時に、欧州統合政策の上台が崩れ去るに対する挽歌でもあった⁽³⁸⁾」との指摘は、その後のヨーロッパ共同体の発展を考慮するなら、必ずしも妥当であるとはいえない。しかし、すくなく

ともその当時、そのような見通しのあったことはおそらく事実であろう。

いずれにしても、EDC構想は挫折した。その原因について、それが過度の超国家性をもつことによって挫折したのだという見解は根づよい。マンデス・フランスの提案が他の加盟諸国により拒否されたことは、逆にいえば、それだけEDC構想における超国家的性格が保持されえたことを示すものであろう。しかしながら、すでに検討したように、その構想は、そこにいたるまでにすでに幾多の修正を被っていたのである。したがって、ある論者は、プレヴァン軍の超国家性が「中途半端」なものとなり、ドイツのミリタリズムの不安を解消できなかったことが、挫折の原因であると指摘している。すなわち、かれによれば「不完全なシュブラナショナル（超国家的）な『欧州防衛共同体』よりは完全なインターナショナルな『同盟軍』の方がいいというわけ³⁹⁾」なのである。おそらく、それが事実であろう。そして、当初、自らの主張によって超国家的な機関を志向しつつ、序々にその本質的部分を骨抜きにしながら、最後にはそれが中途半端な超国家性しかもたないとの理由でEDC条約の批准を否決したところに、フランスの頑迷なナショナリズムを感じざるを得ない。

それにしても、EDCの超国家性が必ずしもすぐれて高度なものでなかったとすれば、ではEDC挫折の原因は、主として何に求められるべきなのであろうか。その原因については、すでに種々の見地から考察されている。本稿では、その詳細な究明はすべて別の機会に譲るとして、結論的な要点のみを示しておきたい。

EDC構想挫折の原因として、たとえば独仏相互間の不信感も大きく作用していることはたしかである。すでに述べたような方法で、フランスが自国の特権を増大させようと努めたのも、あるいはイギリスの加入ないし協力を極力要求したのも、欧州軍における西ドイツの抬頭を懸念し、それに伴う自国の地位の相対的低下を危惧したからにはほかならない。またドイツにとっても、おそらく、EDCに加入することは自国が永久に分裂国家

の宿命を負うことになるとの危惧を感じたことであろう。その他、独仏両国内におけるEDC違憲論争、イギリスの不参加、ソヴェト政府のEDC加盟国にたいする各種の圧力⁴⁰⁾、フランスにおける数次にわたる政権の交代（それに伴うEDC支持派勢力の後退）、EDC支持派の楽観的観測⁴¹⁾、あるいは、各国民の（とりわけフランス人の）自国軍隊に対して抱く愛国心⁴²⁾、等々⁴³⁾、が指摘されよう。

しかしながら、筆者は、EDC挫折の主たる原因をあくまでも国際緊張の緩和に求めたい。なぜなら、EDC構想は、冷戦の激化という国際政治的背景を抜きにしては考えられないからである。すなわち、いうまでもないが、1946年2月9日のスターリン発言、3月5日のチャーチルによるフルトン演説を発端とし、その後のアメリカの封込め・巻返し政策、それに伴うベルリン封鎖、ComeconおよびNATO体制の発足、ドイツおよび中国における分裂国家の成立などの歴史的事実を指摘することができる。そして、その頂点として朝鮮戦争が勃発するのであり、それら一連の背景のなかで西ドイツの再軍備が要求されることにより、はじめてEDC構想が発案されるのである。ここに反復を許されるならば、EDC構想はまさしく国際情勢の緊迫を背景として、NATO体制の中に西ドイツを編入しようとするアメリカと、西欧防衛強化の必要は認めながらも西ドイツの抬頭を懸念し、その超国家的枠組への包含を望むフランスとの妥協の産物なのであった。それゆえにこそ、逆に、1954年8月30日におけるEDCの挫折は、国際緊張の緩和を抜きにしては考えられないのである。具体的には、1953年3月におけるスターリンの死去、それに伴うフルシチョフの平和共存政策、7月の朝鮮休戦協定の締結などの事実が挙げられる。しかしながら、筆者自身は、フランスにとってインドシナ問題が解決されたという事実を、とりわけ重視したい。インドシナ問題の解決こそ、当時のフランスにとって、実は朝鮮問題以上の関心事であったし（因みに、マンデス・フランスに対する国民の信頼感情は、大いにその解決に起因する⁴⁴⁾）、当初

フランスがEDC設立を積極的に推進しようとしたのも、ひとつには、インドシナにおける負担をEDC軍によって軽減されることを望んだからである⁽⁴⁵⁾。また、皮肉な見方をすれば、それだけに、インドシナ情勢の好転を機会としてフランスのEDCにたいする熱意が薄れていく過程のなかに、フランスのいわゆるナショナル・エゴイズムを感得することができるとも言えるであろう。

いずれにしても、フランスが、ブレヴァン・プラン提唱の当時からひとつのジレンマに悩んでいたことは、疑いない事実である。すなわち、西欧防衛体制の強化のためには西ドイツの再軍備を必要とするが、その抬頭を懸念するがゆえに「超国家的」な機関の設立を必要とせざるを得ない。しかしその設立は、結局、フランス自身の国家主権の拘束をも同時に意味することになるのである。そして、結論的にいうならば、当初の急迫した国際状況のもとでは超国家性をあえて容認せざるを得なかったが、緊張緩和の進行する状況のなかでは、もはやフランスにとって、超国家的機関の設立は何の意義も持ちえなくなったということであろう。いうなれば、EDC条約の批准拒否という行為は、前述の二者択一にたいする、その意味でのフランス政府の最終的な意志表示であったといえるであろう。EDC挫折の原因として、筆者が、そこにおける高度の超国家性、独仏両国間の不信感、フランスのナショナリズム、あるいはイギリスの不参加といった要因以上に、まず国際情勢の変化という要因を重ずる所以である。——最後に、EDCがその後のヨーロッパ統合運動にもたらした影響について述べ、若干の私見を示しておきたい。

3 EDC構想挫折の意味—ヨーロッパ統合の方法論的転換と私見

EDCの挫折は、その後のヨーロッパ統合のあり方に多大の影響を及ぼした。われわれは、そこにこそEDCの意義を求めることができる。ここ

では、EDCの挫折がもたらしたと考えられる主要な方法論的転換について、若干の私見を混えながら、少しく検討してみたい。

まず第一に、政治的・軍事的統合よりも経済的・技術的分野における統合が優先されることを指摘しなければならない。EDCの主唱者にとって、EDCは「統合ヨーロッパが生き残るための、さらには進歩するための必須の条件であり、またそれを否定することが統合ヨーロッパの死滅を意味する⁽⁴⁶⁾」のものであったが、アンドレ・マルシャルによれば、「政治的なものの延長としてでなければ経済的な意味での統合ヨーロッパの建設を望むことはできないというほどには、経済的なものは政治的なものに結びついていない⁽⁴⁷⁾」のである。「『政治』は『経済』に支えられるのでなければ、単なる1つの言葉にすぎない⁽⁴⁸⁾」とのマルシャルの指摘は、その意味においてきわめて含意に富む主張であると思われる。事実、このような認識のもとに今日のヨーロッパ共同体の試みは属開されているのである。⁽⁴⁹⁾

もっとも、ヨーロッパ統合においては、何がいったい政治的か、ということ自体に、少々疑点が感じられる。たとえば、R・マルジョランやマルシャルにとって、EECの試みはすでに十分「政治的」なものであるが、デヴィッド・クーマーズやハートリー・クラークのような論者にとっては、それは政治的統合の企てというにはほど遠いのである。このような用語法のなかに、すでに若干のアプローチの相違が看取されるとともに、そのことばの理解にもまた、若干の相違が認められる。たとえば、前者にとって、そのことばは、おそらく(主として共同体と加盟国政府間の、さらに加盟国政府相互間の)調整作用を意味するものであり、後者にとっては、「超国家的」機能を示唆するものとして解せられているようである。したがって、「政治的」ということばを用いるばあい、各論者は一応の基準を設定し、その意味内容を予め特定づけておく必要があるであろう。

第二に、EDC以後のヨーロッパ統合の方法として、(第一の、政治優先から経済優先への転換の問題と密接不可分に関連しながら)超国家的・

連邦主義的な統合方法から、漸進主義的、機能主義的、現実主義的な方法へと転換されてきたことを指摘せねばならない。このばあい、EDC崩壊のあと、EEC交渉に先立って、まずEURATOMの交渉が開始されたことは、決して偶然の経緯によるものではなく、ある種の意味を有している。すなわち、EURATOMは、原子力分野のみにおける共同体である点において、「より野心の少ない、より限定的⁶⁰⁾」な企てであり、EEC計画の壮さが再びその採択を失敗させることのないように、との配慮から⁶¹⁾、前もってEURATOMの設立が関心事となったのである。この事實は、それだけ当時のひとがヨーロッパ統合の推進にたいして慎重になっていたことを示すものとして興味ぶかい。それゆえにこそ、EDC以後、現実主義的な路線が確定されるのである。このような方法論的転換は、今日すでにいわゆる‘Community Method’として定着されており、漸進主義的・機能主義的方法については、ここであらためて説明を要する問題でもない。

本稿においてとくに問題提起したいのは、むしろ、より根本的な問題、すなわち、EDCの挫折を契機とするこのような方法論的転換がはたして必要であったのか否か、ということである。その疑問の根拠は、何よりもまず、EDCそのものが交渉の過程において超国家的性格を稀薄化されていく事実を求めることができる。すでに検討したとおり、EDCの超国家性はとくに高度なものとはいえないのである。そうである限り、当然その後の方向転換は必ずしも不可欠のものではなかったであろうし、また、それが発足していたとしても、おそらく国家主権拘束の程度において、ECSを上回るものとはなりえなかったであろうと推測される。さらに、もうひとつの疑問は、この方向転換そのものが妥当であったか否か、ということである。その疑問は、換言すれば、ヨーロッパ統合における機能主義的・漸進主義的方法の意義を問うものであろう。しかしながら、この問題は、決して軽々に論じられるべき性質のものではない。連邦主義的方法が、

いわゆる‘European Idea’の普及に貢献した反面、現実の統合運動はむしろ各国の現実の利害を考慮し、それを基盤とすることによってはじめて促進されえたという事実⁶²⁾は、その方法の併せもつ欠陥を露呈するものにほかならない。しかるにまた、同様のことは機能主義的、漸進主義的方法についても言えるのではなからうか。その方法が今日までECの発展に寄与してきた事実は何人も疑いえないが、同時に、エッツィオーニの指摘するように、それは特定の条件のもとでのみ最善に機能しうるものであり、「ヨーロッパ統合を効果的に開始するには役立ったが、成功の持続を保証するものではない⁶³⁾」のである。すなわち漸進主義的アプローチは、政治構造自体が安定しており、国家が敗戦・極度のインフレ・不況および内戦などによって傷ついていないばあいに、(2)権力の座にあるもの、またはその近くに位置する者にとって、しかも(3)忍耐力があり、漸進的な変化を待つだけの時間的余裕を有する者に対してのみ、最大の効果を発揮しうるのである。したがってかれは、この方法がLittle Europeの統合以上のものに対しても有効でありうるか否か、それは将来の課題であり、さらに研究の余地があると指摘している。

要するに、連邦主義的方法および機能主義的方法の意義は、あくまでも相対的なものにすぎず、そのいずれがより効果的でありうるか、という問題は、したがって統合の段階ごとに個別に変化する各種の条件に左右されることになる。その意味でそれはきわめてflexibleな問題であるといわざるを得ない。それに対応して、研究者はこの問題について、つねにflexibleな把え方をしなければならない。

さて今日、すでにECは12年間の過渡期間を経て、関税同盟・経済同盟を経験し、より高次の統合段階に向かう過程（各種共通政策確立の必要）にいたっている。イギリス、アイルランド、デンマークの加入により、ある程度の規模の拡大も果した。しかるに国際情勢はECの前途にとって必ずしも好都合でない。石油危機、国際通貨不安、慢性的インフレの進行な

による加盟諸国間における連帯意識の動揺、イギリスの加盟再交渉など、むしろ停退の要因が数多く存在している。今日は、かつて英国の加入問題（1963、67）農業共同市場問題（1965）などに際して問われたような、共同体の政治性が再び必要とされているのではなかろうか。とくに、将来ECが政治統合の段階にいたることを欲するものであるなら、いずれいつかの時期にさらに方法論的脱皮を図る必要があるであろう。そうでないと、クームーズの指摘するように、「真の連邦機関は、国家利害との衝突が避けられない限り、無限に延期されるのであろうか⁶⁴」との疑問を抱かざるを得なくなる。もちろん、加盟国間の政治的・経済的利害関係を無視して連邦主義的方法による統合を図ることは無益であるが、反面において、前述のエッティオーニの指摘もまた、あらためてその含意を吟味されねばなるまい。「漸進主義的アプローチがヨーロッパ統合を効果的に開始するのに役立つという事実は、その成功の持続を保証するものではない。」

EDCの挫折がもたらした第三の方法論的転換は、部門統合からの脱却である。部門別統合の試みとして、EDC以前にすでに農業生産者協定（緑の協定）、運輸交通の統合、保健協定（白の協定）などが計画されたのであるが、ECSC以外すべて失敗に帰したことは、周知の事実である。（EDCのあとに形成されたEURATOMは、前述のように、EECを成功させるための予備的性格を負わされていた、特殊な部門統合である。）当初の計画では、‘spill-over’効果による部門統合の累積によって将来のヨーロッパ統合が容易に促進されることが期待されたのであるが、結果的には種々の困難から⁶⁵、それは実現しなかったのである。結局、部門統合の意義は、単にそれを積みあげることにあるのではなく、「まず限られた分野での経験で全体的な統合の具体的な基礎を準備し、それを練り上げようとする⁶⁶」ところに求められるべきであろう。そして、EDCの挫折後、（それ以前におけるECSCの一応の成功と）EURATOMでの経験のみを唯一の基礎として、EECにおいてほとんど全経済領域にわたる

統合が試みられるのである。

EDCの挫折による第四の方向転換は、その後の統合運動におけるアメリカの影響力の低下である。1947年6月5日のmarshall plan 発表以来、ECSC・EDCにいたるまで、ヨーロッパ統合が多かれ少なかれアメリカのイニシャティブのもとに推進されたことは周知の事実である。とくに、EDC構想におけるアメリカの影響ないし圧力については、すでに述べた通りである。ここでは単に、アメリカが影響力を行使する形でのヨーロッパ統合は、EDCを以て終結するということのみを指摘するにとどめたい。

むすびにかえて

EDC構想挫折の原因は、果して一般にいわれるようにその超国家性の強さによるものか否か、それが本稿の中心的な問題意識であった。ここに再び結論のみを示すならば、EDC構想はその交渉の過程において、かなりの程度、超国家性を後退させている。EDCの意義は、その挫折がその後のヨーロッパ統合にもたらしたいくつもの方法論的転換——とりわけ、政治優先から経済優先への転換、および連邦主義的・超国家的方法から漸進主義的・機能主義的方法への転換——に求めることができるであろうが、実は条約批准までにEDC構想における超国家性が稀薄化されていたとするならば、その後の方法論的転換は、あるいは必ずしも必要ではなかったのではなかろうか。しかも、ヨーロッパ共同体が今日いくぶん沈滞の気味を呈しているなかで、いやしくもそれが政治統合を前提とし、あるいは目的とするものである限り、将来、ある時点において現在の漸進主義的方法から、超国家的方法へと脱皮せざるを得ない。もちろん、そのためには加盟政府が互いに政治的・社会的・経済的・文化的基盤をさらに共通のものとし、より一層の連帯意識を形成するよう努力せねばなるまい。そのような現実的基盤を確立するには、おそらく多大の年月を要するに違いない

が、いずれにしても、政治統合の達成のためには、将来のある時点で方法的飛躍が再び不可避とされることになるであろう。EDCは、そのための貴重な研究資料でもある。しかしながら、残念なことに、筆者の浅学非才に加えて、EDCにかんする資料は、きわめて限られている。その意味で、本稿はあくまでもひとつの問題提起であるにすぎない。今回、研究ノートの形で発表せざるを得ない所以である。しかしながら、いずれ稿を改めて詳論したい。EDCについては、種々の興味ぶかい問題が横たわっている。その超国家性および挫折の原因については、今後よりいっそう明らかにせねばならないが、それらの究明は別にしても、ECSCと比較してみることもきわめて興味ぶかい。両共同体における超国家性の比較研究は言うに及ばず、なぜ一方が成功し、他方がなぜ挫折したのか、という問題も、十分究明に値する。両者は、試みられた時期と方法とをほぼ共通にするだけでなく、国際緊張の昂まりのなかで西ドイツの産業復興とその再軍備の必要から考案されるにいたった点においても、共通性を有するのである。これらの比較研究上の論点についても、いずれ後日の課題としたい。

註

- (1) David Coombes, *Politics and Bureaucracy in the European Community*, 1970, p. 24.
- (2) *ibid.*, p. 39.
- (3) のちに(11月), ヨーロッパ審議会閣僚理事会は、防衛問題が管轄外の事項に属するとの理由で、協議総会の勧告を棚上げした。吉村健蔵「欧州の軍事的統合」日本国際政治学会編『欧州統合の研究』所収, 1964, p. 42.
- (4) Hajo Halborn, *American Foreign Policy and European Integration*, *World politics*, Vol. VI, No. 1, Oct. 1953, p. 17.
- (5) 吉村・前掲論文 p. 42.
- (6) 入江啓四郎「西ヨーロッパ連合」世界週報第36巻第2号, 1955.1.11, pp. 20-21.
- (7) *Commisariat* の訳語。入江論文では「管理局」と訳されているが、通例に従い「総本部」としておく。
- (8) 吉村・前掲論文 p. 45.
- (9) 本条の訳は、中村洸「欧州防衛共同体を設立するための条約」(法学研究第26

巻第7号所収, 1953.)による。但し、訳文中の旧字体はすべて新字体に改めた。

- (10) アンドレ・マルシャル著・赤羽裕・水上万里夫共訳「統合ヨーロッパへの道——EECの政治経済学」岩波書店, 1969, p. 311.
- (11) W・Hartley Clark, *Politics of the Common Market*, Prentice Wall, Inc, 1967, p. 8.
- (12) Amitai Etyioni, "European Unification: A Strategy of Change," *World Politics*, Vol. XVI, No. 1, Oct 1963, p. 36.
- (13) *ibid.*, p. 36.
- (14) 入江啓四郎「宿命の独仏関係——その打開は可能か絶望か」世界週報第33巻第35号, 1952. 12. 11, p. 27.
- (15) 中川進「欧州防衛共同体(EDC)条約の1953年間における進展」*ジュリスト* 第49号, 1954.1.1, pp.16-21.
- (16) 同上, p.20.
- (17) ドイツ財政・税研究所「西欧諸国は共同防衛にいかにか寄与しているか」世界週報第35巻第18号, 1954.6.21, p. 28.
- (18) 同上.
- (19) 同上.
- (20) 菊池守「欧州軍敗れたり」世界第107号, 1954.11, p.69.
- (21) 吉村前掲論文 p.46.
- (22) Hajo Halbon, *American Foreign Policy and European Integration*, *op. cit.*, p. 18.
- (23) 推測であるが、おそらく交渉の初段階において、アメリカとの妥協の必要から、欧州軍における西ドイツの軍事的貢献の増大を容認せざるを得なかったものと思われる。
- (24) 吉村・前掲論文, p. 45.
- (25) 吉村・前掲論文, p. 46.
- (26) 入江啓四郎「ゆきなやむ欧州防衛共同体——ローマ六ヶ国会談をかえりみて」世界週報第34巻第9号, 1953.3.21, p.29.
- (27) 同上, p. 23.
- (28) 吉村・前掲論文, p. 47.
- (29) 中川・前掲論文, p. 17.
- (30) 入江啓四郎「ゆきなやむ欧州防衛共同体」 p.24.
- (31) 吉村・前掲論文, p. 47.

- (32) 中川・前掲論文, p.17. による。因みに, かれはこのうち(A), (F)が最も重要な規定であると指摘している。
- (33) John Foster Dalles 米國務長官は, EDCの批准促進のため, 1953.1.31~2.8. EDC加盟各国を歴訪している。さらにかれは, EDCが成功しないばあい, アメリカとしては, ヨーロッパにたいする援助を‘rethink’し, ‘agonizing reappraisal’をせざるを得ないと述べている。
John Biggs-Davison, M. P, The Walls of Europe, Johnson: London, 1962, p.68.
1953年10月上旬, チャーチル英首相もEDCの成立を促す演説を行い, フランスがEDCを承認しないときは, 西ドイツを西欧同盟の中へ加えるための新たな取極めをしなくてはならない旨, 警告している。
中川・前掲論文, p. 18.
- (34) 菊池・前掲論文, p. 69.
- (35) 同上。
- (36) 川崎一郎「西欧統合の現実と矛盾」法律時報第33巻第10号, 1961.10, p.54.
- (37) 吉村・前掲論文, p. 49.
- (38) 記事「EDC流産以後」世界第107号, 1954.11, p.2.
- (39) 菊池・前掲論文, p. 68.
- (40) ソヴェト政府による抗議は, 1950.12.15, 51.1.20, 9.11の3回行われている。その主たる理由は, 西側諸国による西ドイツの分離・武装化政策とポツダム協定違反である。
- (41) ダレス米國務長官は, ビドー外相, ギ・モレ仏社会党書記長から, EDCの反対者はジュール・モック, ダニエル・マイケル, ヴェルディエのような少数の社会党員のみであると聞かされていた。マンデス・フランスが, 共産党員はもちろん, 社会党, 急進社会党, ドゴール派, 独立諸派の議員の多くが, EDCにたいして反対投票を投ずるであろうと述べて, ダレスははじめて事の真相を知ったという。
A・D・ヴァヨ「EDC崩壊をめぐって」世界第107号, 1954.11, p.59.
- (42) John Biggs-Davison によれば, 大革命以来, フランス首都の軍隊はとくにフランス国民の崇拜的であることを指摘し, 「軍隊はその国の魂である, EDC軍はどこでひとつの魂をもつというのか, 私は知りたい」との Edouard Heriot のことばを引用しながら, ド・ゴールのいわゆる‘Europe des Parties’というやり方でドイツその他のヨーロッパ諸国との協力を図るべきだと主張している。

- John Biggs-Davison, M. P, The Walls of Europe, op. cit., p. 68.
- (43) EDC挫折の原因として, その他その他, フランスにおいて, EDCよりむしろ国内問題(とくにザール問題)を優先すべきだとの意見があったこと, EDCからの脱退権について, 独仏両国間に見解の相違が存したこと, EDC構想がアメリカの封込め・巻返し政策の一翼である点などが指摘されている。
菊池・前掲論文, pp. 67-8.
- (44) A・D・ヴァヨ・前掲論文, pp. 58-9.
- (45) Hajo Halborn, American Foreign Policy and European Integration, op. cit., p. 19.
- (46) マルシャル・前掲書, p. 318.
- (47) 同上。
- (48) 同上, p. 225. さらにかれは, EDC挫折の究極的原因として, つぎのように指摘している。「政治的な構築物は経済的・社会的な現実性の上に乗って築き上げるのでなければ, 未熟なこわれ易いものとなる。」(p. 312.)
- (49) W. Hartley Clark, Politics of the Common Market, op. cit., pp. 8-9.
このなかでクラークはEDC失敗の直後, 政治・軍事統合にたいする機運が明らかに未熟であるために, そのような計画は退けられ, 以後, 財政・労働・輸送・農業・貿易・商業等の分野における統合に向って, 新しいプランからすべてのトリップを起すような条項を削除しつつ, 用心深くとりかかっていると述べている。
- (50) Amitai Etzioni, “European Unification: A Strategy of Change,” op. cit., p. 38.
- (51) W. Hartley Clark, Politics of the Common Market, op. cit., p. 9.
- (52) Amitai Etzioni, “European Unification: A Strategy of Change,” op. cit., p. 50.
- (53) ibid., p. 50.
- (54) David Coombes, Politics and Bureaucracy in the European Community, op. cit., p. 39.
- (55) その理由として, いくつかのことが考えられる。第1に, 「部門別」の統合であるため, その国の全般的政策との不調和をもたらす恐れがあること, 第2に, 部門別統合の累積が, かえって職種ごとに「細分化」されたヨーロッパを形成する恐れのあること, 第3に, 部門統合のつぎつぎと累積される状況のもとでは, もはや全分野における統合の樹立の可能性が大であること, が指摘される。この点については, とくに前掲のマルシャルの著作に詳しい。
マルシャル・前掲書, pp. 254-341. とくに, pp. 312-314.
なお, ‘spill-over’効果については, クーミーズの前掲書が詳しい。
- (56) マルシャル・前掲書, p. 314.